

令和 8 年度公共事業再評価調書の 要 旨

- ・ 主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業
- ・ 主要地方道仙台三本木線落合工区道路改良事業
- ・ 広域基幹田尻川河川改修事業
- ・ 広域基幹多田川河川改修事業
- ・ 松川火山砂防事業
- ・ 仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区廃棄物海面処分場整備事業

宮 城 県

1	趣 旨	1
2	公共事業再評価について	1
(1)	公共事業再評価を行う目的	1
(2)	公共事業再評価の対象	1
(3)	公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
(4)	公共事業再評価の流れ	2
3	公共事業再評価調書の概要	3

令和8年度公共事業再評価調書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した公共事業再評価調書（県の評価原案）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています。（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。また、休止事業については、事業再開前に行います。）

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業（未着工）
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に完了が見込まれない事業（未完了）
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に、用地買収もしくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業（再々評価）
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。）（未着手）
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業（その他）

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

① 公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図１～２】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図３～７】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

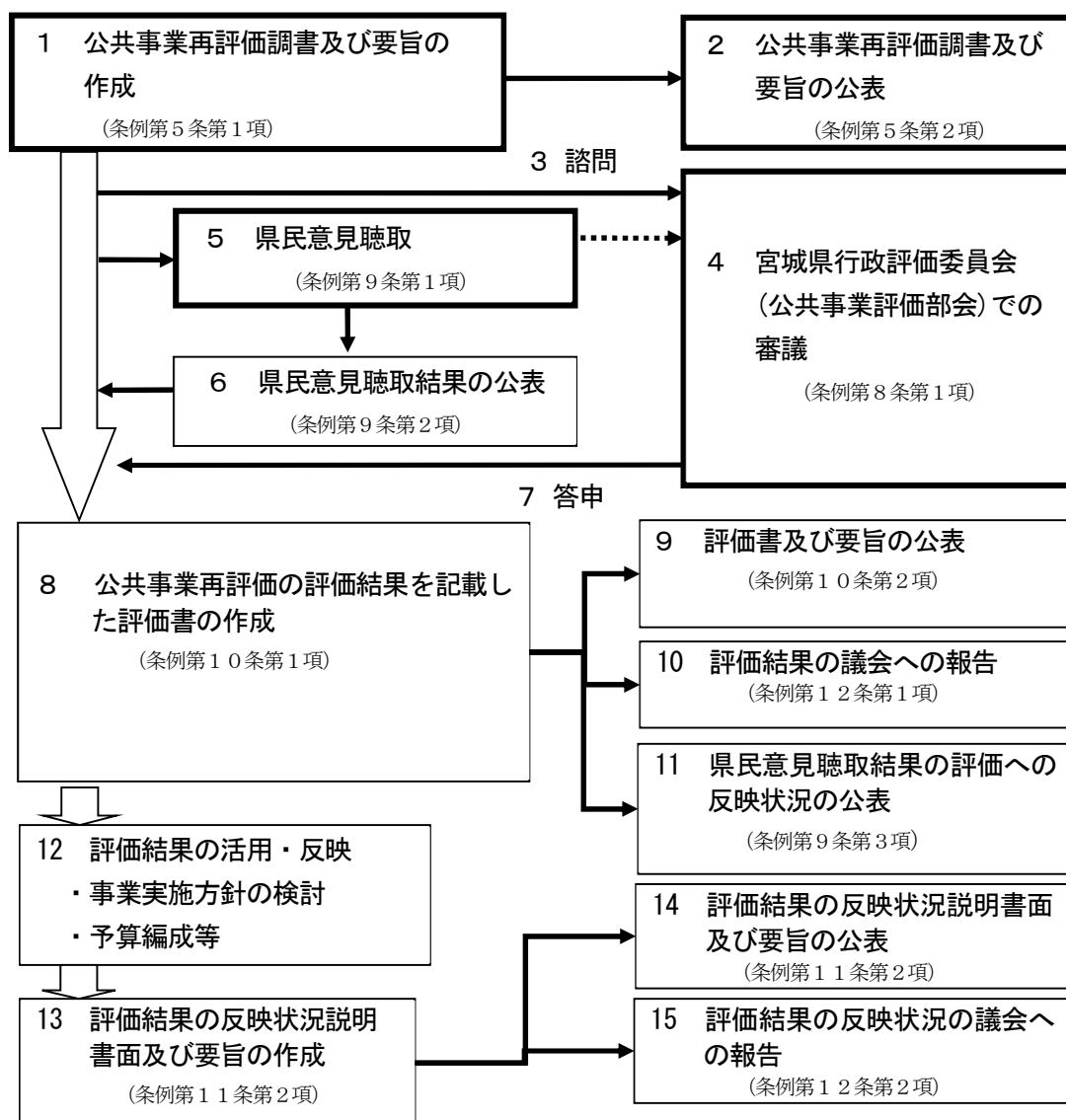
③県の対応方針と評価書の作成 【フロー図８～１１】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図１２～１５】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



3 公共事業再評価調書の概要

番号	事業名	事業 実施箇所	事業 採択 年度	完成 予定 年度	事業目的・事業概要	全 体 事業費 (億円)	進捗率 (%)	費用便 益比 (B/C)	再 評 価 対象区分	対応 方針 (案)	備考
1	主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業	石巻市	H29	R9	主要地方道女川牡鹿線は、宮城県牡鹿郡女川町女川浜の一般国道 398 号を起点とし、石巻市大原浜に至る全長 26 kmの幹線道路であり、第三次緊急輸送道路に指定されている道路である。 当該区間は、強靱で信頼性が高く、災害に強い防災道路ネットワークの構築を図るため、牡鹿半島における主要地方道石巻鮎川線と女川牡鹿線を東西に接続する、道路改良を実施するもの。 施工延長 L=1.84 km	76.8	86.5	1.04	再評価	事業継続	土木部 道路課
2	主要地方道仙台三本線落合工区道路改良事業	大和町	R4	R11	主要地方道仙台三本木線は、仙台市泉区を起点とし、大崎市三本木に至る全長 21 kmの幹線道路であり、第二次緊急輸送道路に指定されている道路である。 当該区間は、現在片側 1 車線区間となっており、輸送車両の集中による交通混雑が発生していることから、交通混雑の緩和及び物流効率化による地域経済支援を目的として、4 車線整備を行うもの。 施工延長 L=1.5 km	22.9	30.6	3.57	再評価	事業継続	土木部 道路課
3	広域基幹田尻川河川改修事業	大崎市 美里町 涌谷町	S43	R40	田尻川の河川改修は、本川の河道改修とともに上流部の化女沼ダムにより山地からの流出および下流部江合川本川の水位上昇による排水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものである。また支川である佐賀川・百々川・美女川についても支川流域内の流出量を処理し、田尻川本川の背水の影響を解消して、沿川の氾濫を防止するもの。 河川改修延長 L=30,699m 築堤 V=909,000m³、掘削 V=938,000m³、 護岸 A=400,000m²、樋門、樋管等	287.4	37.6	3.47	再々評価 (H20)	事業継続	土木部 河川課

番号	事業名	事業 実施箇所	事業 採択 年度	完成 予定 年度	事業目的・事業概要	全 体 事業費 (億円)	進捗率 (%)	費用便 益比 (B/C)	再 評 価 対象区分	対応 方針 (案)	備考
4	広域基幹多 田川河川改 修事業	大崎市 加美町	H4	R40	多田川および各支川は、下流が災害復旧や水害 予防組合等の施工により築堤がなされてきた他、 上流は局部的な改良がなされてきた。しかし、昭 和 61 年の水害を初めとし、これまでに浸水被害 が頻発しており早急な河川改修が求められてい る。このため、堤防等を整備することにより、同 地区の洪水被害の軽減を図るもの。 河川改修延長 L=33, 900m 築堤 V=776, 400m³、掘削 V=753, 600m³、 橋梁 70 橋、樋管 84 基等	319. 7	61. 1	15. 39	再々評価 (H18)	事業 継続	土木部 河川課
5	松川火山砂 防事業	蔵王町	H15	R10	松川は刈田郡蔵王町に位置し、流域内には多数 の人家および蔵王高校、県道、橋梁等の保全対象 が多数存在する。上流域には蔵王火山の火山噴出 物が多く堆積しているため、洪水時には上流域か らの火山性堆積物が河道を閉塞させ、著しい氾濫 被害が生じる可能性がある。 本事業において溪流保全工を整備し、流域内の 生産土砂の発生抑制を図り、安定した河道を確保 することにより、流域内の保全対象を土砂災害か ら保全するもの。 溪流保全工 L=5, 358m 護岸工 L=8, 519m、床固工 22 基、 帯工 14 基	130. 2	81. 9	1. 85	再評価	事業 継続	土木部 防災砂防課
6	仙台塩釜港 石巻港区雲 雀野地区廃 棄物海面処 分場整備事 業	石巻市	R4	R19	仙台塩釜港石巻港区は、広域基幹産業拠点港と して重要な役割を担っている。 その中でも航路泊地(-13m)においては、東日本 大震災後に津波堆積物を除去し、必要水深 (- 13m) を確保したが、その後潮流等の影響によ り、再び水深が不足し、利用船舶の潮待ち等によ り経済的損失が発生している。現在解消に向け、 国の事業により浚渫中だが、令和 11 年に浚渫土 砂の処分地が不足することから、新たな処分地と して廃棄物海面処分場整備を行うもの。 護岸延長 L=768m 受入面積 A=9. 7ha 受入土量 V=120 万 m³	65. 8	19. 6	5. 10	再評価	事業 継続	土木部 港湾課